

吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者と世代が異なる市民とが気軽にふれあい、交流できる場（以下「ふれあい交流サロン」という。）を運営する団体に対し、予算の範囲内において、ふれあい交流サロン事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次条に規定する事業を実施することができると認められる団体のうち、あらかじめ市長が公募により選考した団体とする。

2 前項の公募は、本市に主たる事務所を有する団体のうち、次の各号のいずれかに該当する団体を対象として行うものとする。

- (1) 営利を目的としない団体であって、法人格を有しないもの
- (2) 特定非営利活動法人

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が指定する区域内において、次に掲げる全ての要件を満たすふれあい交流サロンを運営する事業とする。

- (1) 閉じこもりがちな高齢者の参加を促すサービスを実施すること。
- (2) 週3日以上開設すること。
- (3) 原則として午前10時から午後4時まで開設すること。

(補助種別等)

第4条 補助種別、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 介護予防の取組（別表の備考第4項に規定するものに限る。第9条第2号において同じ。）を実施する場合にあっては、介護予防取組計画書
- (3) 定款、規約又は会則

(4) 役員名簿

(5) 借家においてふれあい交流サロンを開設する場合にあっては、その賃貸借契約書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、当該補助金の交付回数、交付時期及び当該時期の金額を定めて、同項の交付決定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、市長が指定する期日までに、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、当該年度の補助対象事業完了後、市長が指定する期日までに、吹田市ふれあい交流サロン事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 介護予防の取組を実施した場合にあっては、介護予防取組実績書

(3) 収支決算書

(4) 補助対象経費の支払を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、補

助決定者に通知するものとする。

(精算)

第11条 市長は、補助決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 第14条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (5) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に、吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付要綱を廃止する告示（令和3年吹田市告示第 号）による廃止前の吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付要綱（平成17年7月14日告示第266号）の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
運営費補助	補助対象事業の実施に要する旅費、報償費（講師謝礼）、報償費（スタッフ謝礼）、需用費、役務費、委託料、保険料、使用料・賃借料（施設賃借料を除く。）、備品購入費、備品の設置に伴う附帯工事費及び光熱水費	次に掲げる額の合計額にふれあい交流サロンの運営月数を乗じて得た額 (1) 光熱水費の支出を要しない場合 30,000円 (2) 光熱水費の支出を要する場合 次に掲げる開設日数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 週3日 42,000円 イ 週4日 46,000円 ウ 週5日以上 50,000円 (3) 介護予防の取組を実施する場合 20,000円	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額
施設借上費補助	ふれあい交流サロンに係る施設賃借料	100,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額から寄附金その他の収入の額（運営費補助から控除した額を除く）を控除した額又は補助基本額のいずれか少ない額
初度設備費補助	補助対象事業の実施に要する備品購入費及び備品の設置に伴う附帯工事費	初年度に限り年額500,000円	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額
移転費補助	ふれあい交流サロンの施設の移転（市長が特に必要があると認める移転限る。）に必要な役務費、委託料、備品購入費及び備品の設置に伴う附帯工事費	移転の年度に限り年額500,000円	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 運営費補助及び施設借上費補助に係る補助基本額の算定に当たっては、ふれあい交流サロンの運営を開始し、又は終了した月については、その月におけるふれあい交流サロンの開設日数がその月における通常の開設日数の半数以上であるときは、その月を1月とみなす。
- 3 初年度に支出した備品購入費は、運営費補助に係る補助対象経費としないものとする。
- 4 運営費補助の対象となる介護予防の取組は、次の各号のいずれかに該当する取組であって、1週に1回以上実施するものとする。
 - (1) 高齢者の運動機能の向上に関する取組
 - (2) 高齢者の認知症の予防に関する取組
 - (3) 高齢者の栄養改善及び口腔機能^{くわう}の向上に関する取組
- 5 介護予防の取組の実施のために支出した需用費（食糧費に限る。）は、運営費補助に係る補助対象経費としないものとする。
- 6 報償費（スタッフ謝礼）は、運営費補助基本額の40%を上限として運営費補助に係る補助対象経費とするものとする。

(様式第1号)

吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付申請書

年 月 日

吹田市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電 話 ()

下記のとおりふれあい交流サロン事業補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円

内訳

補 助 種 別	金 額
運 営 費 補 助	円
施 設 借 上 費 補 助	円
初 度 設 備 費 補 助	円
移 転 費 補 助	円
合 計	円

※ 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 介護予防の取組を実施する場合にあっては、介護予防取組計画書
- (3) 定款、規約又は会則
- (4) 役員名簿
- (5) 借家においてふれあい交流サロンを開設する場合にあっては、その賃貸借契約書の写し
- (6) その他 ()

(様式第2号)

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長



吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったふれあい交流サロン事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

内訳

補 助 種 別	金 額
運 営 費 補 助	円
施 設 借 上 費 補 助	円
初 度 設 備 費 補 助	円
移 転 費 補 助	円
合 計	円

2 交付回数、交付時期及び金額

交 付 回 数	交 付 時 期	金 額
第 回 目	年 月	円
第 回 目	年 月	円
第 回 目	年 月	円

3 交付の条件

(様式第3号)

吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付請求書

年 月 日

吹田市長 宛

請求者 所在地
団体名
代表者氏名
電 話 ()

年 月 日付け 吹 第 号で交付決定のあったふれあい交流サロン事業補助金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額 金 円 (年度第 回目分)

内訳

補 助 種 別	交 付 決 定 額 (円)	既 受 領 額 (円)	今 回 請 求 額 (円)	残 額 (円)
運 営 費 補 助				
施 設 借 上 費 補 助				
初 度 設 備 費 補 助				
移 転 費 補 助				
合 計				

2 振込先

銀行 信用金庫 本店 支店 預金の ☐ 普通
農協 信用組合 出張所 種別 ☐ 当座

口座番号	
フリガナ	
口座名義	

発行責任者及び担当者 ※請求者欄に押印がある場合は省略可

発行責任者 氏名 連絡先

担当者 氏名 連絡先

(様式第4号)

吹田市ふれあい交流サロン事業実績報告書

年 月 日

吹田市長 宛

報告者 所在地
団体名
代表者氏名
電 話 ()

年 月 日付け 吹 第 号で補助金の交付決定のあったふれあい交流サロン事業が完了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

※ 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 介護予防の取組を実施した場合にあっては、介護予防取組実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) その他 ()

(様式第5号)

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長



吹田市ふれあい交流サロン事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったふれあい交流サロン事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

内訳

補 助 種 別	交 付 確 定 額 (円)	既 交 付 額 (円)	超過額(要返還額) (円)
運 営 費 補 助			
施 設 借 上 費 補 助			
初 度 設 備 費 補 助			
移 転 費 補 助			
合 計			